

●いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◇子どもの権利条約・第3回政府報告書に関する意見交換会
～充実した対話の基盤となる報告書の作成を要望～
平野裕二 (子どもの権利条約NGOレポート連絡会議) 1
- ◇ シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」
／NPO こども福祉研究所
連載第2回「虐待に立ち向かう児童相談所の取り組みと学校」
／若林ちひろ (こども福祉研究所研究員) 13
- ◇フォーラム 子どもの権利研究2006
「安心・安全と子ども支援を考える」
小椋佑紀 (東洋大学大学院) 17
- ◇第6回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成対象団体紹介③
高校生による薬物乱用防止啓発実施事業報告
高橋真佐美 (NPO 法人市民共同学習プロジェクト
子どもひろば 代表理事) 25
- ★ DOCUMENT (No.79) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 29

◆ 活動の基調 ◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐむ状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

子どもの権利条約・第3回政府報告書に 関する意見交換会 ～充実した対話の基盤となる報告書の作成を要望～

平野裕二（子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議）

子どもの権利条約の実施状況に関する日本の第2回報告書が審査されてから（2004年1月）、2年が過ぎた。委員会からは、第3回報告書を期限どおり今年5月21日までに提出することが勧告されていたが（第2回総括所見パラ58）、政府としても期限までの提出を目指して作業を進めている模様である。報告書に関するNGOからの意見聴取を目的として、2006年3月17日（金）、外務省の主催により、「児童の権利に関する条約・第3回政府報告に関する意見交換会」が開催された（於：外務省）。

NGOとして参加したのは、子どもの人権連が事務局を務める「子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議」（連絡会議）のほか、日本弁護士連合会（日弁連）、「第3回子どもの権利条約市民・NGO 報告書をつくる会」（第3回つくる会）である。いずれの団体も、政府報告書に記載すべき内容についての意見書を事前に提出したうえで、意見交換会に臨んだ。連絡会議も、110項目に及ぶ意見書を3月13日付で提出している（別添資料参照）。政府からは外務省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省等の関連部局の担当者が出席し、司会進行は足木孝・外務省人権人道課長と津田玄児弁護士（日弁連）が務めた。

意見交換会は、まず関係各省庁が意見書の内容についてコメントし、その後、分野ごとに質疑応答を交わすという形式で進められた。以下、国連・子どもの権利委員会（委員会）の報告ガ

イドラインの順番にしたがい、関係各省庁のコメントおよび質疑応答への回答を要約して報告する。なお、連絡会議の意見書に直接答えていると思われるコメント等については、意見書の項目番号を示した。

0. 総論（報告書の作成プロセス等）

外務省から、次のような趣旨の見解が表明された。

- * 委員会の総括所見に十分配慮し、必要なデータも可能なかぎり入れながら、期限（5月21日）や页数制限（120頁以内）も念頭に置いていい報告書を作成したい。必要なデータが120頁以内に収まらない場合には添付文書として提出してほしいという要望〔意見書(19)〕についても考慮する。
- * より幅広い形での意見募集〔意見書(4)〕については、インターネット等も活用しながらできるだけ幅広く意見を募集していきたい。ただし、あくまでも政府の報告書であるため、報告書の提出前の草案の公表〔意見書(4)〕は考えていない。なお、子どもの権利条約の2つの選択議定書に関する報告書作成についても意見書(1)～(5)と同様の配慮を行なってほしいとの要望〔意見書(5)〕は当然の意見であり、同時並行的に作業を進めていきたい。
- * 第2回審査の結果の公表・出版については、総括所見の日本語訳はウェブサイトで公表し

ているものの、財政的な問題等で出版物として刊行するには至っていない。

- * 委員会の一般的意見の日本語訳〔意見書(3)〕については、残念ながら英文のみで日本語訳はない。

関連の施策の総合調整を行なう立場にある内閣府（青少年育成担当）からも、(a) 総括所見への対応や (b) 課題や関係省庁の考え方を盛り込みながら、(c) 統計データもできるだけ記載することに留意しながら、外務省とともに報告書作成を進めているとの説明があった。

1. 実施に関する一般的措置

外務省から、次のような趣旨の見解が表明された。

- * 権利基盤アプローチ〔意見書(7)〕についてはまだ明確な定義がないが、政府としては「人間の安全保障」概念を重視しており、個々人の権利を大事にしながざさまざまな問題に取り組んでいく必要があると理解している。いずれにしても重要な視点であり、このようなアプローチを織り込んだ施策を進めていきたい。各省庁とも、子どもが持っている権利を尊重しながら施策を進めているものと理解している。
- * ODA（政府開発援助）〔意見書(23)〕の供与においても、子ども・女性をはじめとする弱者を基本に考えて実施している。
- * 留保と解釈宣言の撤回〔意見書(8)〕は考えていない。
- * 独立の監視制度については、広範囲に及ぶ条約でもあり、関係機関の緊密な連絡による総合的实施を図っていきたい。
- * 条約の周知徹底については、条約と選択議定書の日本語訳を掲載したリーフレットを2万部配布したほか、外務省のウェブサイトにも

掲載している。人権問題に関わる研修でも取り上げている。

- * 国連子ども特別総会成果文書「子どもにふさわしい世界」にもとづく国別行動計画が作成されていないという指摘〔意見書(13)〕については、各省庁がそれなりの施策を進めており、それが総体として行動計画を構成しているものと理解してほしい。

内閣府（青少年育成担当）からも、次のような趣旨の説明があった。

- * 青少年育成施策大綱ではその目的で条約にも言及している。大綱の見直し〔意見書(12)〕については、当初計画期間は5年であり、平成20（2008年）ごろ実施する予定である。NPOや青少年からの意見募集は策定のさいにも行なったが、「青少年電子モニター」や「青少年タウンミーティング」など青少年から意見を聴くしくみを設けており、見直しのさいには広く意見を募集したい。
 - * 地方での動向〔意見書(10)(18)〕については、子どもの意見表明・参加・救済等を盛り込んだ条例を定める自治体が出てきていることは把握している。正確な数字ではないが、11団体ですでにそのような条例が制定され、17団体で作業中であること、5団体で子どもの救済制度が設けられたことを承知している。
 - * 条例等の広報については、『青少年白書』平成16年版および17年版で条約の概要と総括所見の全文を掲載した。
 - * 青少年健全育成法案〔意見書(9)〕については、国会に提出されたものの、審議未了廃案になったものと理解している。その後のことは承知していない。
- 文部科学省からも、次のような趣旨の説明があった。

学校現場への条約の広報については、たとえば平成 17（2005）年 6 月の生徒指導主事連絡会で条約のリーフレット（ユニセフ駐日事務所が批准前に作成した黄色い表紙のリーフレット）を配布するなどの対応をとっている。また、条約発効にあわせて平成 6（1994）年 5 月に通知を出し、趣旨の徹底を図った。

2. 子どもの定義

子どもの定義については、特段の議論はなかった。

3. 一般原則

朝鮮学校をめぐる諸問題（第 2 条関連）、朝鮮学校保護者からのについて、朝鮮学校保護者からの質問を受けて、**外務省**から「朝鮮学校の生徒に対する暴言・暴行については日本人として申しわけないと思っており、そのようなことがないように国づくりを進めていきたい」との見解が表明された。**文部科学省**からも、「朝鮮学校は各種学校扱いであり、都道府県等による助成が行なわれているものと承知している。助成額については、国としてはいかんともしがたい」との見解が表明された。

また、子どもの意見表明・参加（第 12 条関連）について、**内閣府**から、「青少年育成施策大綱は青少年の能動性を重視しており、委員会の勧告の趣旨に沿っていると判断している。具体的な取り組みについては『青少年育成国民運動』に委嘱している」との説明が行なわれた。

警察庁からは、子どもの犯罪被害（第 6 条関連）について、「平成 13（2001）年の約 41 万件をピークとして減少しており、平成 17（2005）年は 32 万 6,000 件ほどである。凶悪犯罪の被害件数は、殺人が 151 件、強盗が 635 件、強姦が 876 件となっている」との説明が行なわ

れた。

4. 市民的権利および自由

文部科学省から、次のような見解が明らかにされた。

* 体罰については学校教育法 11 条で禁止されており、その趣旨の徹底を図っている。

* 国旗掲揚・国歌斉唱については学習指導要領にのっとって行なわれるものである。児童生徒の内心にまで立ち入って強制するものではない。

5. 家庭環境および代替的養護

児童虐待について、**厚生労働省**から、「児童虐待防止法・児童福祉法の改正にもとづいて防止の徹底を図っている。児童福祉司についても増員を決定した」「地域での虐待防止ネットワークも整備されてきている」等の説明があった。**警察庁**からも、「児童虐待に関わる平成 17（2005 年）の検挙数は 222 件・229 人であり、虐待による死亡者は 38 人にのぼっている。事件化できるものについては適切に事件化を図っている」との報告があった。

その他、**厚生労働省**からは次のような趣旨の説明も行なわれた。

* 施設に措置された子どもの権利擁護については、この間、苦情窓口の設置などの対策をとってきた。プライバシーの確保についても、個室または 2 人部屋の促進などの対応を進めている。

* 保育所については、設置主体に関わらず最低基準は担保されている。認可外保育所も届出が必要であり、定期報告・定期立入りを通じて監督を行なっている。

6. 基礎保健および福祉

文部科学省から次のような趣旨の説明があった。

- * 障害の状態に応じた支援が重要であり、平成 18（2006）年度予算で特別支援教育のための予算（体制推進事業、専門性向上事業、NPO 実践研究事業、普及啓発事業、就学奨励援助等）を組んでいる。一人ひとりのニーズに応じた支援のあり方について、NPO に委嘱して研究を進めている。
- * 薬物濫用については平成 12（2000）年に意識調査を行ない、平成 14（2002）年 3 月に報告書が公にされた。学校での学習は一定の効果をあげており、防止教育をいっそう推進していきたい。
- * 青少年の心の健康や健全なライフスタイルについても、養護教諭の研修会などの施策を進めている。
- * 性教育については学習指導要領でも定められており、子どもの発達段階に応じて、また保護者・地域・学校全体の理解を得ながら進めていくことが重要である。

7. 教育、余暇および文化的活動

文部科学省から、次のような趣旨の説明があった。

- * 教育基本法改正〔意見書(88)〕について、平成 15（2003）年の中教審答申、同年 5 月の与党協議会で示された方向性にのっとり、速やかな改正を目指す。改正法が条約と不整合になるとは考えておらず、しっかり改正に取り組んでいきたい。中教審でも条約や委員会の勧告は資料として配布しており、議論してもらった。
- * 全国学力調査は平成 19（2007）年度に実施

する予定である。指摘されている弊害については、主として結果の公表のあり方と関連するものであり、弊害が生じないように検討している。

- * 定時制高校が重要な役割を果たしていることは認識しており、配置と規模の適正化を進めている。
- * 家庭の経済的格差の問題については、機会均等は重要であると認識しており、種々の負担軽減策をとっている。

8. 特別な保護措置

警察庁から、少年警察活動の状況について次のような趣旨の説明が行われた。

- * 少年警察活動においては、少年の健全育成を期してあたることを基本としている。警察官に対しては、被害者も含む少年への処遇についても研修を実施している。また、次長通達である「少年警察活動要綱」では少年に接するさいの配慮事項が定められており、少年の学業・勤務等の支障にならないよう配慮されている。

法務省は当初、2000 年の少年法改正の概要を説明するに留まったが、日弁連からの質問を受けて、2006 年 2 月 24 日に閣議決定された少年法改正案について次のような趣旨の説明を行った。

- * 14 歳未満の少年の少年院送致を可能にすることについては、14 歳未満でも早期の矯正教育が必要な者もいると判断した。家庭裁判所がとくに必要と認める場合に限られている。少年院では少年の特性に応じた措置がとられており、14 歳未満の少年についても同様の対応がとられることになる。
- * 14 歳未満の少年の事件に関する警察官の調査も、健全育成の視点にもとづいて進められ

る。また、児童福祉先議の原則は変わらない。子どもの最善の利益原則にも応える制度になると認識している。

また、2000年の改正で導入された原則逆送制度については、少年の規範意識を育てることにつながり、条約に適合していると考えている旨の見解を表明した。

このほか外務省から、子どもの性的搾取等の問題について次のような趣旨の説明があった。

*子どもの性的搾取については、CSEC（子どもの商業的性的搾取）に留まらず、総合的立法・対応を図っている。2005年1月に性的搾取に関する子どもの権利条約の選択議定書を批准したほか、人身取引の問題についても行動計画を策定した。これらの問題は深刻化しており、重要課題ととらえている。

9. 意見交換会を終えて

政府関係省庁が、このような形で NGO との対話に応じたことについては一定の評価をすることができる。しかし、NGO の意見書や質問に対するコメントはもっぱら既存の施策の繰り返しに留まっており、「建設的対話」というにはほど遠いのが現状である。

前回の勧告内容についても、報告書には反映させるとは言うものの、政府側からの答弁にそれを意識したものはほとんどなかった。法務省が、第2回報告書で報告済みの少年法第1次改正（2000年）の内容について長々と説明したのは、その象徴である。広報・研修についても複数の省庁から説明があったものの、いずれも条約や委員会の勧告を形式的に配布・公表したという以上のものではなく、「意識啓発キャンペーン、研修および教育プログラムが態度の变革、行動および子どもの取扱いに与えた影響を評価する」べきであるという委員会の勧告（パ

ラ 21(c)）が考慮された形跡はない。連絡会議のメンバーは、委員会の勧告のうち子どもの意見表明・参加に関わるもの（パラ 28）および差別の禁止に関わるもの（パラ 25・26）についてあらためて政府の見解を質したものの、回答はなかった。

報告制度で問われているのは、法改正や制度改革を通じて子どもたちの実態がどのように変化してきたかということである。連絡会議のメンバーが強調したように、「制度改革のなかで子どもたちがどのような育ち方・生活をしているか」がきちんと報告されなければ、委員会と日本政府の建設的対話は望み得ない。報告書の提出期限だけにこだわって拙速に作業を進めるのではなく、NGO からの意見を十分に反映させ、充実した対話の基盤となるような報告書を作成することが求められる。

〈別添資料〉

子どもの権利条約 NGO 会議による意見書（抜粋）

子ども（児童）の権利条約の実施に関する第3回締約国報告書の作成プロセスおよび記載内容についての意見書

2006年3月13日

0. 総論

(1) 締約国報告制度の趣旨にのっとり、法制度の羅列に留まらず、日本の子どもたちの実態を十分に明らかにするような政府報告書を作成してください。とりわけ、関連の施策の影響・効果についての評価、それを裏づける十分な統計的データ、条約実施における課題およびその克服の方向性について、率直な記述をしてください（定期報告書改訂ガイドラインのパラ 6 も参照）。

- (2) 第2回審査のさいに行なわれた委員会の勧告をどのように受けとめ、実施してきたのかについて、勧告に明示的に言及しながら漏れなく説明してください。十分な実施ができなかった、またはそのまま実施することが不適当と考える勧告については、その理由を率直にしてください。
- (3) 報告書の作成にあたっては、定期報告書改訂ガイドラインのほか、委員会が採択した関連の一般的意見および一般的討議の勧告も十分に参照してください。とくに一般的意見については定期報告書改訂ガイドラインでも随所で言及されており、報告書では、(内閣府男女共同参画局が女性差別撤廃委員会の一般的勧告について取り組んでいるように) これらの文書の日本語訳を配布・公開・普及しているかどうかを明らかにしてください。
- (4) 報告書の作成にあたっては、今回のようなNGOとの「意見交換会」に留まらず、女性差別撤廃条約(2005年11月～2006年1月)や人種差別撤廃条約(2006年2月)と同様、市民一般を広く対象とした意見募集を行なってください。とりわけ、子ども・若者からの意見を積極的に募集するため、子どもがアクセスしやすい方法(子どもに理解しやすい情報提供も含む)による取り組みを実施してください。また、報告書を国連に提出する前に草案(またはその概要)を公表し、NGOや市民一般による意見表明の機会を設けてください。
- (5) 子どもの権利条約の2つの選択議定書についてもほとんどなくして第1回報告書の提出期限(武力紛争については2006年9月、性的搾取については2007年2月)がやってくるが、報告書の作成にあたっては上述

のような配慮を行なってください。

- (6) 第2回審査の総括所見をどのように積極的に普及し、その勧告内容についての議論を促進したのか(パラ57)、報告書で具体的に説明してください。とくに、国会での報告・討議の有無、子ども向けの普及の取り組みについて明らかにしてください。

1. 実施に関する一般的措置

権利基盤アプローチ (パラ11・13・20)

- (7) 前回の総括所見では、立法、調整・国家行動計画ならびに広報・研修との関連で「権利基盤アプローチ」(rights-based approach)という言葉が用いられています。いずれも条約の実施全般に影響を及ぼす項目であることから、「権利基盤アプローチ」は第2回総括所見全般を貫く基調であると考えられます。この概念をどのように理解・説明してきたか、明らかにしてください。

宣言および留保 (パラ8・9) (略)

立法 (パラ10・11)

- (8) 権利基盤アプローチにのっとった国内法の「包括的見直し」(パラ11)が行なわれたかどうか、明らかにしてください。国内法が権利基盤アプローチを十分に反映していると考えるのであれば、その根拠を明らかにしてください。また、この間進められてきた立法措置(法改正または新法の制定)を報告するにあたっては、子どもの権利条約および関連の国際文書がどのように考慮・反映されたかについて、具体的に説明してください。「青少年健全育成法案」が国会に提出されたことについても、その内

容も含めて説明してください。

- (9) 自治体における子どもの権利条例制定の動きについて現状を報告するとともに、中央政府がそのような条例の制定をどのように促進しているかについて説明してください。
- (10) 裁判所による子どもの権利条約の適用について、具体的判例を挙げてください。あわせて、これらの裁判で、子どもの権利条約の適用について政府がどのような主張を行なったかについても説明してください。

調整および国家行動計画 (パラ 12・13)

- (11) パラ 13(a) の趣旨に沿って、とくに権利基盤アプローチを反映させることを目的として「青少年育成施策大綱」を見直すための措置がどのぐらい進行しているか、報告してください。とくに 18 歳未満の年齢層について、青年層と同様に「公共への参画の促進」を政策目標のひとつに掲げる意図があるか否か、明らかにしてください。さらに、「7. 推進体制」で掲げられている NPO 等（とくに子どもの権利条約の普及・推進に取り組んでいる NGO）の民間団体との連携・協力、青少年の意見の聴取・反映を具体的にどのように進めていく予定か、その方法（たとえば子ども・若者向け資料の作成）も含めて説明してください。
- (12) 国連子ども特別総会の成果文書「子どもにふさわしい世界」をフォローアップするための国別行動計画を（可能であれば 2003 年末までに）策定することは日本政府も合意した国際的約束ですが、それがいまなお策定されていない理由および今後の策定の予定（策定方法も含む）について報告してください。

- (13) 次世代育成支援対策推進法にもとづく都道府県・市町村の行動計画において、子どもの権利条約の趣旨がどのように反映され、策定過程への子ども参加のプロセスがどのように確保されているか、自治体からの情報にもとづいて報告してください。
- (14) 青少年育成推進本部で、子どもの権利条約および子どもの権利委員会の勧告の実施についてどのような議論が行なわれてきたか、報告してください。また、青少年育成推進本部の設置についての閣議決定（2003 年 6 月 10 日／2005 年 12 月 27 日一部改正）で子どもの権利条約に明示的に言及すること、少なくとも男女共同参画局並みの権限・体制を保障することの可能性についても、見解を明らかにしてください。

独立した監視 (パラ 14・15)

- (15) 人権擁護法案の見直しの状況および法案提出の見通しについて、パリ原則および子どもの権利委員会の一般意見 2 号との整合性（とくに独立性要件および人権条約の監視権限）をどのように確保するかという点も踏まえて、報告してください。また、子どもの権利に関わる相談・申立てを専門に担当する委員の任命、地方レベルでの子どもによるアクセスの確保など、子どもが効果的に利用できるようにするための構想についても、明らかにしてください。
- (16) 第 1 回総括所見パラ 9 で「子どもからの苦情の登録に関わるものも含めた細分化された統計的データ」の収集について懸念が表明されていたことにかんがみ、子どもの人権専門委員、教育委員会、児童福祉関連機関等に寄せられた子どもの人権侵害に関わる苦情と、その処理状況に関する統計

的データを報告してください。

- (17) 自治体における子どもオンブズパーソンの設置状況について、中央政府としてそのような動きをどのように評価・促進しているかも含めて報告してください。

データ収集 (パラ 16・17)

- (18) 定期報告書改訂ガイドラインの添付文書にのっとり、委員会が求めている統計的情報を漏れなく報告してください。データが存在しない場合、今後の収集の予定か、当該情報を収集することが不必要もしくは困難である理由を説明してください。報告書本文にデータを記載すると委員会の要請である 120 ページ (パラ 58) に収まらないと考えられるときは、定期報告書改訂ガイドラインのパラ 7 に留意しつつ、添付文書として提出してください。

経済政策

- (19) 第 2 回総括所見で求められた「公共部門、民間部門および NGO 部門において 0～18 歳の子どもに用いられている国家予算の額および割合」(パラ 17) をはじめとする関連データについて、2005 年度版『少子化社会白書』第 5 章第 2 節「家庭と社会全体の子育て費用」の内容も踏まえて報告してください。
- (20) 教育予算の現状および推移 (絶対額および国家予算に占める割合を含む) について、文部科学省「教育指標の国際比較」の成果も踏まえて報告してください。義務教育国庫負担金の削減が決定されたことについても、これによる影響の見通しも含めて報告してください。
- (21) 医療費を含む社会保障予算のうち子どもに

関わるものの現状および推移 (絶対額および国家予算に占める割合を含む) について、報告してください。

- (22) ODA (政府開発援助) の供与にあたって権利基盤アプローチをどのように実践しているか、報告してください。とくに、教育・保健分野以外の子どもの権利 (意見表明・参加の権利を含む) にどのように配慮しているか、ODA の検討にあたって子どもの権利委員会が当該国に行なった勧告をどのように考慮に入れているか、説明してください。
- (23) 同様に、災害等のさいの緊急援助において権利基盤アプローチをどのように実践してきたかについても、報告してください。

市民社会との協力 (パラ 18・19) (略)

広報および研修 (パラ 20・21)

- (24) 内閣府「人権擁護に関する世論調査」(2003 年 12 月) など国が実施した人権意識調査のうち、とくに子どもに関わる調査結果についてその概要を報告してください。自治体による調査の実施状況についても、子どもに関わる調査結果の概要を含めて報告してください。
- (25) 子ども、親・保護者ならびにパラ 2 1 (b) で挙げられている専門家それぞれについて、子どもの権利条約に関する周知度・意識調査ならびに広報・研修の影響評価 (自治体によるものを含む) の結果を報告してください。そのような調査・評価が行なわれていないのであれば、その理由および今後の実施計画について説明してください。
- (26) 「人権教育のための世界プログラム」第 1 段階 (初等・中等教育) の行動計画について

て、その国内実施の現状を報告してください。とりわけ、行動計画添付文書で求められている「権利を基盤とする学校（教育）」をどのように実現しようとしているのかについて、説明してください。

2. 子どもの定義（パラ 22・23）（略）

3. 一般原則

差別の禁止（パラ 24～26）

- (27) 婚外子差別の撤廃について、関連の人権条約機関の勧告および欧米諸国の立法動向について積極的に周知するための取り組みをどのように進めてきたか、報告してください。そのような取り組みを行っていない場合、その理由を明らかにしてください。
- (28) 「ジェンダーフリー教育」に対するバッシングが全国的に進められている状況と、「ジェンダーの視点」に関する政府の見解について報告してください。
- (29) 障害のある子ども・者に対する差別・偏見を解消するために進めている取り組みについて、障害のある子ども・者に対する差別の定義、関連する世論調査・意識調査の結果も含めて報告してください。第1回「総括所見」（1998年）パラ14の懸念表明も踏まえ、障害にもとづく差別を法律で禁ずる予定があるか否かも明らかにしてください。そのさい、中央政府と地方政府（自治体）の双方の取り組みについて報告してください。
- (30) 人種主義等に関する特別報告者の報告書（2006年）も踏まえ、とくに次の集団に属する子どもに対して諸権利がどのように平等に保障されているか、また差別解消のた

めにどのような措置をとっているかについて、根拠となる指標および措置の効果の評価も交えて報告してください。

- －被差別部落出身の子ども
 - －アイヌ民族の子ども（「先住民族の子ども」に関する一般的討議（2003年）の勧告も参照）
 - －沖縄の子ども
 - －いわゆるアメラジアンの子とも
 - －中国帰国者の子ども
 - －在日コリアンの子ども
 - －移住労働者、難民・庇護希望者、その他の外国人（資格外滞在の外国人を含む）の子ども
- (31) パラ26の勧告にしたがい、ダーバン宣言および行動計画（2001年）のフォローアップの状況について報告してください。とくに、外国人犯罪に関する報道が外国人への偏見を煽らないようにするための措置、人種差別・外国人嫌悪を煽るような報道・出版や公的人物の発言に対する政府の対応について報告してください。
- (32) 社会権規約委員会（2001年）、人種差別撤廃委員会（同）、人種差別等に関する特別報告者（2006年）の勧告にかんがみ、包括的な差別禁止法を制定することの必要性・可能性に関する見解を明らかにしてください。

生命・生存・発達に対する権利（略）

子どもの意見の尊重（パラ 27・28）

- (33) 主だった法律や政策（とくに教育基本法、少年法および青少年育成施策大綱）の起草・見直しを進める過程で、子どもから意見を聴くための取り組みをどのように行ない、

実際に子どもから何件程度の意見が寄せられたか、それらの意見がどのように反映されたかについて、報告してください。今後、子どもが意見を述べやすくするための制度的保障その他の方策についても、あわせて報告してください。

- (34) 子どもの意見表明・参加は教育上・福祉上の配慮事項に留まらず子どもの権利であるという意識を促進するためにどのような措置をとってきたか、その措置の影響に関する評価も含めて報告してください。
- (35) 国・自治体および学校・児童福祉施設等で、子どもの意見表明・参加を保障するしくみがどの程度整備されているか、またそのようなしくみを促進するために国レベルでどのような措置をとっているか、報告してください。
- (36) 子どもの意見表明・参加を支援するソーシャルワーカーやファシリテーターの養成をどのように促進しているか、報告してください。

〔「4. 市民的権利および自由」～「6. 基礎保健および福祉」略〕

7. 教育、余暇および文化的活動（パラ 49・50）

- (37) 教育基本法「改正」の動向について、その過程で子どもの権利条約および子どもの権利委員会の一般的意見1号がどのように考慮されてきたか、教育基本法「改正」が条約の教育条項および権利基盤アプローチとどのように両立するかという点も含めて、説明を行なってください。
- (38) いわゆる「ゆとり教育」の背景およびその見直しの流れについて、そこで「教育の目

的」に関する一般的意見1号（2001年）がどのように考慮されたのかも含めて報告してください。また、教育における「競争」を政府としてどのようにとらえているかについて、関連する文科相の発言も含めて報告してください。

- (39) 塾・予備校をはじめとする私的教育の現状およびそれに対する政府の対応について、子どもの通塾率、保護者の教育費負担等の関連データとあわせて報告してください。また、私立小中学校受験の過熱現象についても、受験者数・競争率の推移等も含めて報告してください。
- (40) 「経済的理由」による高校中退者の人数、市区町村による「就学援助制度」の利用状況の推移等、この間の不況が子どもの教育に及ぼしている影響およびそれに対する政府の政策について、報告してください。
- (41) いじめ、体罰、生徒間・対教師暴力、生徒・教師に対する／によるセクシュアル・ハラスメント等について、それぞれどのような対策がとられているか、対策間の整合性・調整、生徒・保護者との連携の状況も含めて報告してください。また、学校暴力に関する包括的な行動計画（第1回総括所見パラ45）がいまなお策定されていない理由と、その展望も示してください。
- (42) 教職員の労働環境について、休職・定年前退職等の推移も含めて報告してください。
- (43) 不登校の現状および対策の推移について、不登校の子どもに対する通学圧力が再度高まる傾向にあることも含めて報告してください。また、不登校に関する政策の立案および個々の子どもへの対応の過程で、当事者である子どもの意見をどのように尊重しているのかも説明してください。

- (44) 代替的形態の教育（定時制高校、通信制高校、フリースクール、ホームベースト・エデュケーション等）の現状について、施設数・利用者数の推移、政府による対応も含めて報告してください。また、中退者や不登校の児童生徒に対する学習権保障の状況についても報告してください。さらに、東京都等へ定時制高校の閉鎖についてどのような再検討を求めたかについて報告してください。
- (45) 外国籍の子ども（資格外滞在の子どもも含む）の就学状況を、初等・中等・高等教育の各段階別に報告し、就学率が低い場合にはその理由についても説明してください。とくに義務教育諸学校について、資格外滞在の子どもの就学が拒否されないことを確保するためにとっている措置を報告してください。さらに、人種差別撤廃委員会の勧告（2001年）も踏まえ、外国籍の子どもを義務教育の対象とする（必ずしも日本の学校への就学を義務づけるのではなく、子どもが普通教育を受けることを日本政府の責任で確保する）意思があるか否かも明らかにしてください。
- (46) 言語的マイノリティの子ども日本語習得のための支援（習得までの通訳・翻訳サービスの提供を含む）が十分に行なわれているかどうか、具体的な数字を挙げて報告してください。あわせて、このような子どもを対象として公立学校で行なわれている母語・母文化教育の現状についても、自治体にまかせるのではなく国として母語・母文化教育をどのように奨励・促進・支援しているか（またはしていないか）も含めて、報告してください。
- (47) 外国人学校卒業生の大学受験・公的資格試

験受験資格の認定・不認定の状況について、また国・自治体による財政援助の動向について、朝鮮学校・ブラジル人学校を含む学校の種類ごとに報告してください。一部自治体で朝鮮学校の敷地の返還が求められている事実と、それに対する国の見解についても説明してください。

- (48) 子どもの権利委員会および社会権規約委員会（2001年）の勧告の背景になった「新しい歴史教科書をつくる会」主導の中学校教科書の検定および採択状況について報告してください。また、教科書検定制度の見直しのためにとってきた措置についても報告してください。

8. 特別な保護措置

資格外滞在・難民・庇護希望者の子ども

- (49) 資格外滞在の子ども入管施設への収容状況（児童相談所における一時保護も含む）について、収容者数、収容期間、親子分離の状況等の関連データを報告してください。また、退去強制の対象とされた子どもおよび在留特別許可を与えられた子どもの人数・年齢等も報告してください。さらに、これらの手続を進めるにあたって子どもの最善の利益をどのように考慮しているか、関連の判例も含めて説明してください。
- (50) 難民・庇護希望者の子どもについて、国籍・年齢・申請理由・認定数を含む詳細なデータを報告してください。

性的搾取および人身取引（パラ 51・52）

- (51) 児童買春・児童ポルノだけではなく、強姦・強制わいせつ・性的虐待その他の性被害（痴漢も含む）による子どもの被害状況につい

でも、ここ数年の経緯とともに報告してください。

- (52) 子どもの商業的性的搾取だけではなく、子どもの性被害に総合的に対応するための立法上・政策上の対応の展望について、報告してください。
- (53) 性犯罪を行なった者の処遇プログラムおよび再犯防止対策について、再犯率等のデータとともに報告してください。
- (54) 性暴力・性的搾取の被害者に対してどのような対応がとられているか、回復のためのサービスの利用者数、サービスをとくに提供されていない被害者の人数、少年院等への送致件数、いわゆる出会い系サイト禁止法(2003年3月)にもとづく子どもの逮捕・処分者数等も含めて報告してください。また、被害を受けた子どもが犯罪・非行少年として扱われないようにするための研修・教育・広報が行なわれているかどうかについても、報告してください。
- (55) 人身取引の被害を受けた子どもの現状について、年齢、性別、国籍、在留資格の付与件数、退去強制件数、回復のためのサービスの利用者数、加害者の訴追件数等のデータも含めて報告してください。被害者への対応にあたり、子どもの最善の利益がどのように考慮されているかについても説明してください。

本法の「改正」および少年法の第2次「改正」の動きについては、それが権利基盤アプローチとどのように両立するかという点も含めて説明を行なってください。

- (57) この間の少年犯罪・非行対策の流れについて、現在検討されている少年法第2次「改正」の動向も含めて報告してください。とりわけ、その過程で関連の国際文書がどのように考慮・反映されてきたか、権利基盤アプローチがどのように実践されてきたかについて、具体的に報告してください。
- (58) 子どもの犯罪行為その他の非行について、福祉的・教育的措置を優先し、刑事司法的対応は最終手段として用いるという原則が維持されているのかどうか、少年の逮捕・勾留・処分等に関わる詳細なデータも含めて報告してください。
- (59) 少年の弁護士付添人選任率、法律扶助の支給率など、子どもへの法的援助に関わる現状と今後の展望を報告してください。

少年司法 (パラ 53・54)

- (56) この間進められてきた立法措置(法改正または新法の制定)を報告するにあたり、子どもの権利条約および関連の国際文書がどのように考慮・反映されたかについて、具体的に説明してください。とりわけ教育基

シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

NPO こども福祉研究所

連載第2回

「虐待に立ち向かう児童相談所の取り組みと学校」／若林ちひろ（こども福祉研究所研究員）

はじめに

児童相談所で取り扱う相談の種類は、養護相談（子どもへの虐待相談を含む）、障害相談、非行関係相談、育成相談、その他の相談に分類され、近年は養護相談と非行関係相談が増加傾向にある。

養護相談の中でもとりわけ子どもへの虐待の相談件数が増加している。これは児童虐待の防止等に関する法律（以下児童虐待防止法）の施行により、通告対象が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大されたことや、子どもへの虐待事件がマスコミ等で大きく取り上げられるようになり社会的関心が高まったことを受け、市民や子どもに関わる機関に児童虐待防止についての関心が高まっていることが一要因と言える。

子どもへの虐待というと、親から子どもへの身体的な暴力行為というイメージが強くあるが、児童相談所ではそのみならず心理的な暴力、ネグレクト（放棄や放任など）やマルトリートメント[maltreatment]（大人の不適切な対応）などを含めた対応をしている。

このような子どもの人権を守る機関である児童相談所は、学校の教職員に協力を要請する場

合が多い。

ここでは子どもへの虐待についての現状と主に学校での対応について述べていくことにする。

1. 子どもへの虐待とは

児童虐待防止法では、子どもへの虐待を次の4つに分類している。

- 1 身体的虐待—児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。例えば、殴る、食事を与えない、冬戸外に締め出す、部屋に閉じ込めるなど。
- 2 性的虐待—児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせたり、見せること。例えば、子どもへの性的暴力。自らの性器を見せたり、性交を見せたり、強要するなど。
- 3 ネグレクト—児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、病気になっても病院に受診させない、乳幼児の暑い日差しの当たる車内への放置、食事を与えない、下

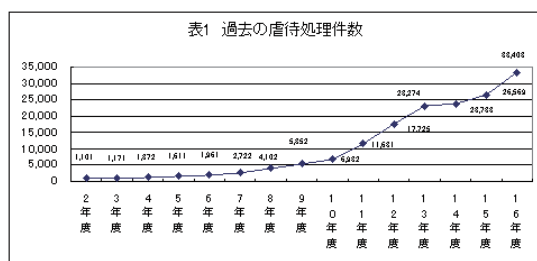
着など不潔なまま放置するなど。

- 4 心理的虐待—児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。心理的外傷は、児童の健全な発育を阻害し、場合によっては心的外傷後ストレス障害(PTSD)などの症状を生ぜしめるため禁止される。例えば、言葉による暴力、恫喝、無視や拒否、自尊心を踏みにじる。DVなど子どもの前で暴力行為を行うことなど。

子どもへの虐待については、厚生労働省監修による「児童虐待防止の手引き(平成12年度版・平成17年度版)」などに詳しく記されている。

2. 子どもへの虐待の現状

厚生労働省は、1990年度(平成2年度)から児童相談所における子どもへの虐待相談処理件数の統計を発表しているが、件数は増加の一



途をたどっている。

虐待の種別に見ると、身体的虐待が14,881件(44.6%)と最も多く、次いでネグレクトが12,263件(36.7%)となっている。

主たる虐待者は、実母が20,864件(62.4%)、実父が6,969件(20.9%)である。年齢別では、小学生が12,483件(37.4%)で最も多い。

3. 増加する子どもへの虐待への対応

増加し続ける子どもへの虐待に対応するために、厚生労働省は専門委員会を設置して子どもへの虐待への対応の検討を進めている。

また、児童虐待防止法の改正が2004年(平成16年)に行われ、子どもへの虐待の定義の見直し(DVや保護者以外の同居人による虐待を放置すること等も対象)が行われた。

さらに、子どもの救済を進めるために国及び地方公共団体の責務の改正を行い、子どもへの虐待の通報を自治体を受けることや自治体がネットワークを形成して虐待防止などの支援を行うことも自治体の責任として盛り込み、児童相談所だけでなく地域社会全体で子どもへの虐待防止に努めるように制度を改正している。

他にも「子ども・子育て応援プラン」の策定や児童相談所運営指針の改正等の各種指針等の策定・改正、児童相談所の児童福祉司の配置基準の見直し、児童福祉法の改正や子どもへの虐待防止ネットワークなどにおける守秘義務の規定(罰則規定等)も設けることで取り組みが強化されている。

4. 学校における虐待対応

児童相談所への虐待相談を経路別に見ると、家族、学校、近隣知人からが多くなっている。平成16年度の学校からの相談件数は5,078件で全体の15%を占めている(表2)。学齢期の子どもの生活場面は学校と家庭が大半であり、子どもへの虐待の早期発見や対応における学校の位置づけは非常に高い。

虐待防止ネットワーク(システム)の中に学校を組織として位置づけようとする動きは、2004(平成16年)の児童虐待防止法においても示されており、学校が子どもへの虐待の発見

シリーズ「児童福祉改革とは何か～子どもの福祉現場から」

や対応に果たす役割の期待がされている。

子どもへの虐待の発見については、児童虐待防止法第5条（児童虐待の早期発見等）において、早期発見の努力義務が学校の教職員だけでなく「学校」組織にも課せられ、学校での子どもへの虐待の早期発見、国及び地方公共団体の施策への協力、児童及び保護者に対する虐待防止の教育又は啓発に学校でも努めるように明示された。

また、第6条（児童虐待に係る通告）では通告義務の要件が「児童虐待を受けた児童を発見した者」という規定から「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」と拡大されている。さらに、第8条（通告又は送致を受けた場合の措置）で、福祉事務所や児童相談所は学校の教職員等の協力を得て対応することが規定されており、学校への期待の大きさがわかる。

	総数	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他
14年度	(100%) 23,738	(17%) 4,145	(3%) 742	(13%) 3,101	(1%) 325	(15%) 3,567	(3%) 619	(6%) 1,411	(5%) 1,152	(6%) 1,349	(6%) 1,401	(12%) 2,882	(13%) 3,044
15年度	(100%) 26,569	(16%) 4,390	(3%) 823	(13%) 3,435	(1%) 351	(14%) 3,725	(2%) 639	(3%) 879	(5%) 1,235	(6%) 1,488	(6%) 1,478	(15%) 3,918	(16%) 4,208
16年度	(100%) 33,408	(16%) 5,306	(2%) 785	(15%) 4,837	(1%) 410	(13%) 4,433	(2%) 639	(3%) 871	(4%) 1,408	(5%) 1,611	(6%) 2,034	(15%) 5,078	(18%) 5,996

5. 子どもへの虐待発見のポイント

学校は日常的に子どもと接する場であり、子どもや保護者の様子から早期発見をすることができる。川崎市では、『子どもへの虐待防止の

ために（学校用）』というパンフレットの中で、学校での早期発見のためのチェックポイントとして以下のような項目をあげている。

学校での子どもの様子チェックポイント

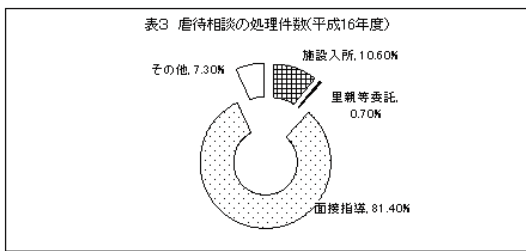
- ・不自然な傷・あざ・火傷・骨折が見られる。
- ・不潔（衣類・身体）な状態が見られる。
- ・目立って身長、体重が少ない。
- ・必要なときに、医療機関へ受診していない。
- ・何時もお腹をすかせ、給食をむさぼるように食べる。
- ・他の児童から孤立している。
- ・欠席や遅刻が多い。
- ・家出、浮浪を繰り返している。
- ・気持ちが常に落ち着かない。
- ・無気力、無表情
- ・うそが多い。
- ・警戒心が強く、おどおどしている。
- ・性的なことに過度に反応したり、不安を示したりする。
- ・健康診断等での着替えのとき強い不安をみせる。
- ・攻撃的で衝動的な行動がみられる。
- ・保健室に何度も行く。
- ・朝早く家を出る。また、家に帰りがらない。
- ・自殺を企てる

学校での子どもの様子チェックポイント

- ・子どものケガに対して、不自然な状況説明をしたり、又説明が二転三転する。
- ・子どもへの態度や言葉が過度に厳しい。
- ・極端に偏った育児観や教育観を一方向的に主張する。
- ・子育てに対する不安を抱えている。
- ・社会や地域、親族から孤立している。
- ・夫婦関係に不安定な様子がある。
- ・経済的に困窮している様子がある。
- ・家庭訪問しても、拒否的であったり、応答がない。
- ・学校の行事や子どもの教育に無関心である。
- ・精神的に不安定な様子である（精神疾患、アルコール依存、薬物依存等）
- ・保護者自身に被虐待経験の様子がある。

これらの項目が複数見られる場合、子どもへの虐待を疑い、児童相談所や福祉事務所、自治体に通告をして、子どもへの対応についての相談をすぐに開始をすることが大切である。そして、子どもや保護者への初期対応については、児童相談所や関係する機関と密に連絡を取りながら援助の体制を整えていくことが必要である。

虐待通告で大切なことは、虐待を受けても在宅のままで支援を受ける子どもが8割以上いることでもわかるように（表3）、児童相談所などに虐待通告されることによって問題が解決されるのではなく、虐待されている子どもへの支援がはじまったにすぎないということを理解しておくことが必要であるということである。



おわりに

表3の虐待相談の処理件数の面接指導とは、助言指導や継続指導といった主に在宅での指導による支援であり、それ全体の80%にもなる。在宅で支援する場合、より効果的な援助を行うために、関係機関によるネットワーク会議を開き、機関同士での連絡を定期的に行うことが不可欠である。そして、学校には発生の予防から、早期発見、相談・通告・情報提供、初期対応、継続的支援と学校（教職員）への役割期待は大きい。

子どもへの虐待は、児童相談所だけの問題解決は非常に困難であり、医療、保健、教育、警察などの関係機関や地域社会との連携が必要となってくる。ネットワークの形成において、役

割分担の確認、キーパーソンの設定、具体的な対応策の検討、危険性の確認、連絡方法の確認、守秘義務の徹底、情報の共有化が行われる。このようなネットワークには当然ながら学校も加わっており、日常的に子どもと出会うことができる教職員が子ども支援の関係者として参加をしていかないと、子どもを虐待から守ることは出来ない。

実際に児童相談所における子どもへの虐待対応では、虐待通報のあった子どもの学校での様子、友人関係、親子関係、親の様子等の情報は、学校に頼る場合がほとんどである。多くの情報を持つ学校（教職員）の存在は、ネットワークの中では非常に大きな役割を担うことになる。また、教職員と子どもとの信頼関係が、子どもや家庭への支援を計画し実行していくときには大きな力となる。児童相談所などの介入機関と異なり、日常的な子どもとの関わりを継続し、信頼関係の中から子どもの意見を聞き取れる存在として学校教職員や通所機関などの職員にその役割を大きく期待されることになる。

子どもが安心して安全に生活していくためにも、子どもに関わる機関や地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが大切であることは疑いのないことであり、地域社会の一員として学校（教職員）と児童相談所・地域社会が強固なネットワークを組んでいくことが、子どもの人権を守るために今求められている。

フォーラム 子どもの権利研究 2006 「安心・安全と子ども支援を考える」

執筆者：東洋大学大学院 小椋佑紀

3月4（土）、5（日）日、「フォーラム 子どもの権利研究 2006」〔主催：フォーラム子どもの権利研究 2006 実行委員会（子どもの権利条約総合研究所・子どもの人権研究会・児童福祉法研究会）〕が東洋大学・甬水会館にて開催されました。

1. 子どもの安心・安全と救済制度に関する日韓共同研究

1日目は、子どもの安心・安全に係る事柄として近年大きな課題となっている「子ども虐待」について、日韓の取り組みの相互理解および問題の共有を図ることを目的として各国から2名ずつ、韓国から黄玉京さん（ソウル神学大学教授 児童政策調整委員会・実務委員）、張化貞さん（淑明女子大学校兼任教授 京畿道児童虐待予防センター所長）、日本から磯谷文明さん（弁護士）、荒牧重人さん（山梨学院大学）の報告がありました。吉永省三さん（川西市）が進行役でした。

（1）韓国における子どもの権利救済の制度と虐待問題

・韓国の子どもの救済制度の現状と課題

黄さんは、韓国における近年の子どもの権利救済の現状について全体状況から報告されました。

韓国では1991年に子どもの権利条約を批准

しています。しかし、国連・子どもの権利委員会（CRC）からの勧告（2003）は、同国の子どもの権利侵害状況（差別、過熱する教育、子ども関連機関での体罰、権利主体としての子どもの不在状況）や子ども関連政策を統括する中央の機関の不在、子ども関連政策の予算状況（予算縮小、他国との比較に基づく同国の予算規模への懸念）を指摘し、子どもの権利条約の実施状況のモニタリング機関の設置を求めました。

その後、子ども政策のモニタリングの役割を有する『児童政策調整委員会』の設置（2004）や政策の見直し等が行われていますが、未だ限定的な段階にあります。子どもの権利救済制度についても子ども虐待に対する保護および青少年委員会の管轄下の相談機関による電話相談（24時間対応）が主となっています。このほか子どもの権利救済制度に関するものとして、『性暴力犯罪処罰と被害者保護に関する法律』（2003）による性的虐待を受けた子どもの調査・裁判への参加手続きの整備、『青少年の性保護に関する法律』（2000）による青少年買春者等性犯罪者の身分公開、『青少年性保護法』（2005）による性犯罪者および被害者のためのプログラム実施等が行われています。また、少年司法の領域で従来の処罰中心の処遇から子どもの権利救済の視点からの処遇への変化がみられ始めています。

今後の課題は、子ども関連政策の統括部署の不在による子ども政策・子どもの権利救済制度

実施体制の未整理状況の克服、子どもの権利救済のための既存の機関の質の向上を視野に、「1 オンブズ機構の設立」、「2 子ども担当部署の設置検討」、「3 国家人権委員会への『子ども専門家』の設置」、「4 児童政策調整委員会の活性化」を挙げられました。

・韓国における子ども虐待の現状と保護体制

張さんは、韓国の子ども虐待の相談・保護機関である『児童虐待予防センター』の現状と課題を中心に報告されました。

韓国での子ども虐待は、「核家族化」、「共働き夫婦の増加」、「離婚率の増加」といった家庭環境の急速な変化に加え、「民間社会福祉機関」の活動、子ども虐待の死亡事例を契機に深刻な社会問題として認識され、1990年代後半以降その保護の仕組みは大きく動き出しました。現在、同国の児童福祉法では、子ども虐待の定義、通告・相談機関に関する事柄等が規定されており、『児童虐待予防センター』は「虐待を受けた子どもの発見と保護、治療」、「子ども虐待予防および防止のための広告」、「子ども虐待行為者のための相談教育等」の役割をもつものとして位置づけられています。現在、同センターは全国に39箇所あり、そのうち16箇所が『児童保護総合センター』として2005年度よりその機能拡充が図られています。『児童虐待予防センター』は、日本の児童相談所のような役割を果たしていますが、政府からの民間委託という形で運営されている点が大きく異なります。

『児童虐待予防センター』の中心である『中央児童虐待防止センター』を除いた2004年度の子ども虐待相談事例の状況は、全相談・通告事例6,998件中、虐待と認められたものは79.8%（うち緊急事例は15.2%）で、いずれも増加傾向にあります。虐待事例の内容につい

て、虐待者は性虐待を除いて父母によるものが大半を占め、虐待の重複事例数は全事例のうち38.8%になります。子どもの年齢は、小学生（7-12歳）が約半数を占めていますが、死亡事例は乳幼児が中心（11事例中7事例）です。家族形態では、ひとり親家庭が全事例の45.9%を占めています。

張さんは、子ども虐待に対する社会問題としての認識の変化、子どもの保護の仕組みに関する議論等も含め、「韓国における子ども保護体制は最近の5年間、子ども SAFETY - NETの構築に一定の成果を成し遂げた」と評価されています。その上で、『児童虐待防止センター』に係る4つの課題として、①民間運営による調査・保護の困難さ、②貧困家庭・ひとり親家庭等虐待のリスクの高い家庭への支援体制、③「継続的で体系的なサービス提供」を可能とする運営のあり方、④共通マニュアルに基づく関係機関によるネットワークづくりを挙げられました。

(2) 日本における子ども権利救済の制度と虐待問題

・日本の子ども虐待問題

磯谷さんからは、はじめに現在の日本の子ども虐待の概要について、統計および児童相談所等による対応の基本的な部分(虐待の通告義務・市町村や児童相談所による通告対応・一時保護・再統合へ向けた親子への支援・施設入所・要保護児童対策地域協議会)についての説明の後に、以下のような報告がありました。

日本の子ども虐待対応は、法改正等では2002年の児童虐待の防止等に関する法律の制定、2004年の児童福祉法の改正による児童相談所と市町村の役割の明確化、家庭裁判所の審判による施設措置期間（2年）の設定、要保護

児童対策地域協議会の設置が近年の大きな動きになっています。一方、民間団体による子ども虐待対応は電話相談を中心に、各種研修等も実施されています。その運営は経済的に厳しい環境におかれています。親や援助者のためのグループや家事育児支援を行うなど、その活動は広がりをみせています。

このような日本における子ども虐待およびその対応の現状を踏まえ、大きく5つの観点から今後の課題が挙げられました。

1) 子どもの救出

虐待を知らずながら通告をしなかった場合、罰則を課すかどうか／立ち入り調査権の強化について／親権の制限・剥奪に関する法整備／子どもへの「司法的事情聴取 (forensic interview) の導入」の検討

2) 子どもの処遇

児童福祉施設・一時保護所の不足／一時保護所の見直し (様々なケースの子どもの混在、職員不足等) および里親への一時保護委託の利用／児童福祉施設での体罰等、子どもの権利侵害の対応／高年齢児童のための施設の充実

3) 子どもの治療、親の治療

子ども・親双方の治療の専門家の不足および技術の向上、および親を「治療に結びつけるための施策 (治療費の援助、裁判所による治療命令等)」

4) 地域ネットワーク

縦割り行政を超えたネットワークの円滑化 (子ども虐待の問題認識の不足、ケースへの消極的な対応意識、他機関に対する理解不足、過剰な個人情報保護等の克服) ／ネットワークへの民間団体の参加／スーパーバイザーの不足

5) その他

事例検証の充実およびこれを反映させていくためのシステムづくり／「援助者 (特に児童相

談所職員、市区町村の児童福祉担当職員) の資質向上と増員」

・日本における子ども救済制度の『現状』と課題—日韓・韓日の共同研究の進展にむけて—

荒牧さんは、日本において整備されつつある虐待等の法的枠組みや各地での様々な実践を支え内実あるものとするため、問題解決主体、権利主体としての子どもを主軸とする子ども救済制度・システム構築へ向けた問題提起をされました。

まず、子どもの権利救済制度は子どもの権利侵害の「特質」と現状に対応することが必要です。その「特質」として、子どもの成長・発達に不可欠な日常生活における人間関係 (父母、教員等) の中でしつけや教育の名のもとに権利侵害が正当化されやすい状況があると同時に、子ども自身が権利を侵害されていることに気がつきにくく、問題が表面化しにくくなっていることがあります。

日本で子どもの権利救済制度が展開してきた背景には、弁護士会による取り組み、ノルウェーのオンブズパーソン制度やカナダ・オンタリオ州でのアドボカシーに関する取り組みの影響、福祉領域での各種子ども支援の実践の積み重ね、そして日本での先駆者である川西市子どもオンブズパーソンの活動などがあります。現在、子どもの救済制度としては、子どもの人権専門員制度、主任児童委員制度、スクールカウンセラー制度、児童相談所等各種相談機関による活動、虐待防止ネットワークなどがありますが、これらの取り組みや子どものSOSの現状からして、子ども固有の相談救済制度である「子どもオンブズパーソン制度」が最も必要とされています。

子どもの権利救済制度の今後の課題を、大きく2つ挙げられました。ひとつは、「子どもの権利救済とはどういうことか？何をもって『救済』というのか？」というものです。これは、子どもを保護の対象としてのみとらえ、大人の視点で活動するのではなく、権利主体としての子どもが尊重される救済とはどのようなものなのか、救済の過程で子どもがエンパワメントされるとはどういうことか、「子どもの救済・回復に向けた『関係』の調整」をどのように考え、そのための制度設計を行うのかを議論していく必要があるというものです。もうひとつは、「子どもの権利救済制度のありよう」として、今後、市区町村でどのような制度づくりをするかが非常に重要になってくること、個別の権利救済の積み重ねと権利侵害・防止のための制度・政策改善とを理論的にも実践的にも関連づけることが挙げられました。また、ここでは制度の運用面の課題として「子どもの権利侵害の『発見』と子ども自身からのアクセス」、「子どもの権利救済にあたる『人』の養成」、「子どもの権利の普及」も挙げられ、「権利救済型の子どもオンブズ制度の必要性と有効性」を強調されました。

(質問・討議) 日韓の子ども虐待の現状理解と子どもからみた権利救済制度について

ここでは、日韓の子ども虐待の現状理解のための質問のやりとりが行われた後、子どもからみた権利救済制度についての討議が行われました。

今回は日韓共同研究のスタートであったこともあり、両国の「救済」やこれに関連する用語の背景が必ずしも同じではないことから、「救済」に対する共通認識の模索が中心となりました。今後、子どもの権利救済の概念形成が具体

的に行われていく必要がありますが、救済制度の内容を具体的に考えていくにあたっては、顕在的、潜在的子ども権利侵害状況双方への視点が重要であることや、救済概念や制度の背景にある子どもの権利の再考等が挙げられました。さらに具体的事項として、子どもの意見表明と援助の考え方の中に葛藤が生じる場面の対応(例えば、宗教上の理由により子どもが必要とされる医療行為を拒否する場合等)や、子どもの権利救済制度をめぐる日韓共同研究のひとつのテーマとして、施設制度を中心とする日本と里親制度を中心とする韓国の違いに着目した家庭的環境を保障するための代替的ケアに関する共同研究の提案等がされました。

2. 子ども支援の新展開—子どもの権利の視点から—

2日目は、次世代育成支援計画等にみる市区町村を中心とした子どもとその家庭に関する政策が積極的に展開されてきている状況、またその一方で従来とは異なる新たな子ども支援実践が展開してきている状況を踏まえ、家庭裁判所調査官等従来型支援者とプレーリーダー等新しい支援者の報告から今日の子どもの支援の過渡的状況からみえてくる課題と今後の子どもの支援について山本克彦さん(岩手県立大学)、森田明美さん(東洋大学)を進行役に議論が行われました。

(1) 子ども支援の新展開

はじめに森田明美さんからこの後行われる報告・議論のための基調提案がありました。

まず親・子の関係に着目した子ども支援の問題背景として、親・子どもともに健康度が低下していること、家族が子どもの看病をする、親同士

の助け合いといったことが難しくなり、親が子どもに対してだけでなく、親自身の失敗も許せなくなっていること、親の側の生活経験の不足といったことがあり、子どもの「自己肯定感の低さ」や社会性が問われているという状況にあります。現在子どもやその家庭にかかる政策は積極的に実施されており、森田さんが参加された子どもの権利実現からみた次世代育成支援計画の特徴として、「①子どもの権利の記載方法」、「②子ども・市民参加の促進」、「③子ども自身がアクセスできる相談」、「④子ども救済（虐待防止ネットワーク）」、「⑤子ども行政の総合化（教育と保健、福祉の協同）」、「⑥評価・推進体制」、「⑦在宅子育て支援の強化（親支援）」が挙げられます。

積極的な政策動向の中で、子ども支援において地域でこれを支えるための仕組みはできつつあります。現場では、子どもの参加・エンパワメント・アドボケイトにかかる新しい支援者が誕生し、子どもの権利実現に向けた模索が始まっています。しかし、子ども支援の難しさは、保護性と子どもの権利実現が両方とも必要であり、かつそのバランスがひとりひとり違うことにあります。加えて近年問題の二極化が進行し、支援が難しくなっているという指摘もありました。

(2) 子どもと子どもを取り巻く環境、家庭、社会の現状

ここでは家庭裁判所調査官 伊藤由紀夫さん（全司法労働組合）、自立支援実践者 春日明子さん（児童養護施設「調布学園」職員）の報告がありました。

伊藤さんは、現在少年事件を担当されており、少年非行の現状と課題について報告されま

した。少年非行の現状について統計が示されたほか、子ども達の「社会性の未熟さ」による犯罪内容の重度化の一方で、家庭裁判所で出会う子ども達が他者の権利を侵害した存在あると同時に、自身の権利を侵害されてきた存在であり、子どもの親もまた親戚や地域による支えがない中で苦しい状況におかれていることが指摘されました。少年非行に関する問題点については、厳罰化議論への反対に加え、虐待事例の増加により必要な子どもを十分に児童自立支援施設に送致できず、施設拡充が必要であること等が挙げられました。

春日さんは、児童養護施設の入所児童の状況等や、入所している子ども達への自立援助における課題等について報告されました。東京都内の児童養護施設では、「施設処遇の標準化」を図ることを目的に「施設職員のための自立支援ハンドブック」がつくられています。子どもへの自立支援において春日さんは、年齢に関係なく、子ども自身がこれまでの生活をどのように理解し、これから先の生活をどのように考えていくか、そのために定期的に子どもがそのような作業ができるように働きかけていくこと、日常生活での子どもの行為をひとつずつ丁寧に読みとっていくことを重要とされていました。児童養護施設が担う役割が一層大きくなる中、人件費の算定基準が受け入れケースの内容に基づく加算方式に移行してきており、安定した職員体制を維持するのが難しくなっていることが大きな問題点として挙げられました。

(3) 地域において、遊び、参加活動の中で子どもたちは何をつかんでいくのか。何を支えるのか

ここでは、プレーリーダー 嶋村仁志さん（川崎市子ども夢パーク プレーリーダー）、子ども

参加ファシリテーター 桜井高志さん（桜井・法貴グローバル教育研究所）の報告がありました。

嶋村さんは、子どもの遊びをめぐる現状を交えながら、川崎市子ども夢パークの概要と子どもの遊び場の課題について報告されました。日本では1970年代からプレーパーク（「自然の素材等を使って子どもが自分で遊びをつくっていく」場所）づくりが始まり、川崎市子ども夢パークは2003年に開園、朝9時から夜9時まで開かれている施設です。土の上に寝ている子ども、屋根に登っている子ども達、ドラム缶のお風呂に入っている子ども達など遊びの様子も映像で紹介されました。子ども達の遊びのめぐる現状では、自由に遊ぶことが難しい環境にあり、自由な遊びを通じて自己肯定感を積み重ねる機会が少ないまま成長していく可能性、子どもが遊ぶための場が「消極的安全対策」に基づいている場合が多いこと等があります。子どもの遊び場をめぐる課題は、質の確保という点から、

- ・遊びを通じて「自分の環境を自分で変えていくことができるという実感」を保障できる大人の存在が必要であること
- ・子どもも大人も「共に生きて育っていける」場所づくりが大切であること
- ・プレーリーダーが今後地域の人をつなぎ、地域を支える仕組みづくりの中心としてコミュニティワーカーのような役割を果たすことが考えられること
- ・法制度の整備が進む一方で、職員体制の部分にまで議論が及んでおらず、現に同パークが非常勤職員（現在10名、1年契約で最長5年まで更新可）によるシフト勤務のため「子どもや保護者との一貫性のある関わりが生まれにくい」状況にあること

等が挙げられました。

桜井さんは、子ども参加ファシリテーターの活動内容、子どもの参加における問題点等について報告されました。子ども参加ファシリテーターとは、植物が芽を出し、成長していく力を水や肥料をあげるといった環境調整を通じて発揮していくように、力をもっている子ども認識を前提とした子ども自身への働きかけや環境調整等により、自己表現できるように支援するもので、その役割は、「①一人ひとりの発達段階、能力、個性を把握する」、「②子どもの『力』を最大限に発揮させる」、「③子ども集団としての文化を形成する」となっています。活動の場としては、「子どものグループ活動」、「子ども活動をサポートする大人」、「学校や社会教育施設」等があります。大人へのファシリテーションが行われるのは、大人へのエンパワメントが行われないと「子どもを温かく見守ったり、子どもがリスクを犯すことを許せなくなってしまう」ためです。子どもの参加において難しい点は、参加のための情報提供の不足、参加の経験の不足、自己肯定感情の形成の問題等、子どもの力が奪われ、参加できない状況があること、管理・保護の対象としての子ども観、権利は義務の履行によってその行使が認められるものではなく、権利は責任を伴うものであるという認識が一般的ではないことが挙げられました。

（4）学校内での教職員、子どもとの関係支援について

ここでは、ソーシャルワーカー 菱沼智明さん（埼玉県さわか相談員・日本スクールソーシャルワーク協会会員）、子どもオンブズパーソン 横井真さん（兵庫県川西市子どもの人権オンブズパーソン調査相談専門員）の報告があ

りました。

菱沼さんは、埼玉県さわやか相談員の活動について報告されました。さわやか相談員(以下、相談員)はスクールカウンセラーのような心理職ではなく、相談員によってその背景は様々です。現在、同県内の公立中学校の2校に1名の割合で配置されている非常勤職員です。菱沼さんは、相談室を子どもが自由に自己表現できる場所として、日常の会話や遊びを通じた関わりの中から相談を受けていく環境を大切にされています。相談の内容は、自分自身との付き合い方も含めた人間関係についてのものが多くなっています。その表現方法は、「ムカつく」と言ってみるなど具体的なものではありませんが、子どもが「話したいことを話したい順序で」話すことに重点が置かれています。子ども達との関わり以外にも、家庭訪問や、中学進学へ向けた小学校との連携をはじめとして、子どもやその周りにいる人達(他の子ども、親、先生)の相談役や代弁役等も果たしています。その中でもっとも大変な仕事は、校内の他職種の方々との日常的な関係づくりであり、引継ぎなどの時間も含めると多くのエネルギーと時間が注がれています。また、1年毎の採用試験の受験と契約であるため相談員の継続的確保等が難しいことは、子ども達にとっても負担となっているということでした。

横井さんは、川西市の子どもオンブズパーソンの活動について報告されました。この制度は、同市教育委員会「子どもの実感調査」(1995)での子どもの感じる権利侵害が大人の認めるそれよりも多いという結果等を背景に、「子どもの人権オンブズパーソン条例」(1998年制定)に基づき、子どもが「問題解決当事者として適切な措置を求めることができる」、「人権侵害から子どもを救済するための公的第三者機関」と

して設置されました。スタッフは、「市内の子どもの人権侵害の救済・擁護・制度の改善等を提言する」オンブズパーソン(3名)、オンブズパーソンの補助やインテークを行う相談員(4名)、専門的立場からオンブズパーソンを助ける専門員(5名)、事務職(1名)から成り、法律、医療、心理、教育、社会福祉等様々な領域から構成されています。その活動は、「電話や面接による『相談活動』」、「申し立てや独自入手情報による『調査活動』」、「子どもの人権に関わる『広報・啓発』活動」から成っていますが、このうち『調査活動』事例は全体の約1割でほとんどが『相談活動』の中で解決に向かっています。子どもがづらい場面や問題に出会ったとき、自分に責任があると感じたり、周囲に気を使ったり、相談することに解決への期待をもてないと感じている等の現状がある中で、子どもの側に立った活動の成果として子どもからの相談は増加傾向にあります。最後に、これまでの活動から、子どもの権利救済では「子ども自身を権利行使の主体として位置づけ、『聴く』(相談)、『紡ぐ』(関係構築)、『創る』(制度改善)という機能を活用していくことが、子どもの回復・立ち直りに求められて」いること、このような制度の存在が、子どもや大人にとって何かあったときの安心感となっており、「子育て・子育てのセーフティネットの一環として必要になってきているのではないか」等の指摘がありました。

(質問・討議) 子ども支援の過渡的状況からみえてくる課題と今後の子ども支援

ここでは、子ども支援の過渡的状況からみえてくる課題と今後の子ども支援について、子ども支援者(以下、支援者)の配置方法、子ども

の主体性を尊重したそれぞれの場所での援助方法およびその内容に絞って質問・討議が行われました。

支援者の配置方法では、新しい援助者が求められてきた背景として、子どもの問題に対する社会の包容力の低下、専任の支援者が専門性をもつものとして配置されていない場合があること、「自分育ちができなくなっている」状況、「大人主導でつくられてきた概念」の限界等が挙げられました。また、新しい支援者のひとつの特徴として非常勤採用であることについては、所属機関の財政事情、担う役割の重さの一方で専任として求められていないのではないかと、等がありました。

新しい支援者が誕生してきたことにより、様々な場所で、様々な職種・身分からその体制が構成されていることについて、職場内外の連携という点に加え、援助方法・援助内容に関わる問題として現状や意見が多く出されました。ここでは権利主体としての子どもを中心に考え、これを保障するシステムを組み込むこと、連携の中心的役割を果たす人をつくること、職員同士の相互理解の必要性、さらに業務多忙から職員間の問題の共有が図れない場合これをどう解決するかといったこと等が挙げられました。

最後にこの討議全体に関わる事柄として、支援をめぐる様々な現状や課題をどのように発信していくか、実践者との協働による新しい支援活動の今後の展開についての検討、権利主体であり問題解決の主体である子どもを前提とした支援において「専門家は限りなく相対化される」ものであり、オンブズパーソン制度は、その相対化を可能とする新しい支援ではないか、という意見も出されました。

子どもの側からの子どもの権利実現へ向けた

支援の仕組みづくり重要性とこの課題の深さを改めて感じる2日間でした。

高校生による薬物乱用防止啓発実施事業

報告:高橋真佐美 (NPO 法人市民共同学習プロジェクト子どもひろば 代表理事)

テーマ 高校生による薬物乱用防止啓発実施事業
——高校生ボランティア部とNPO 法人との連携——

日時 2006年2月4日 14:00～15:30
場所 星槎国際高校立川学習センター
対象 ボランティア学習講座
参加者 高校生8名・教職員2名・保護者3名

薬物乱用防止啓発の必要性

警察庁のまとめによれば近年合成麻薬の年間押収量は5年前の7倍以上に急増し、国民の100人に1人が薬物乱用経験があり、青少年に限れば80人に1人と推定されている。最新のデータではMDMAなど錠剤型麻薬が昨年1年間に過去最多押収量で約57万2千錠（前年比約10万2千錠増）

逮捕者は年齢別では10～20代が70%以上で内90%以上は初犯だったといい、低年齢化と共に対象者の広がりが深刻な事態に及んでおり、その背景には薬物価格が30年前の5分の1に低下して

1500円～2000円で売られて街頭やインターネットで簡単に手に入る現実がある。またこのような危機的状況は国内だけの問題ではなく、国連資料によれば薬物密売による収益合計は世界の原油生産高をはるかに上回る莫大な利益を上げており国際的な問題になっているのだが、いまだに大人の側の危機感が希薄である。

実施にいたる経過

本助成金の趣旨が「子どもの参画」または「子ども主体の活動」を対象とするものであり、当会としては多くの高校教員や教育関係者に対して協力を要請し、今日的課題である「学校教育と社会教育の連携」について問題提起を試みたが残念ながら積極的反応は得られなかった。

理由の1つは当会が2次募集の応募だったために多くの高校ボランティア部ではすでに年間計画が決定済みであったこと、もう1つは多くの教育関係者は「子どもの参画」または「子ども主体の活動」が趣旨であることを知ると「うちの生徒には無理です」という反応ばかりで、最初から子どもができないと決めている大人側の姿勢が明らかにされたことである。このような状況の中で唯一積極的な取り組みに向けて応えて頂いたのが通信制や単位制を取り入れきめ細かい指導に徹する小規模校であった。

結果的に年度末の実施となったので、参加した高校生たちが学んだことを校内で活用したり発表する機会は次年度に実現することになった。

10代の薬物乱用防止と子どもの権利条約

これまでは薬物乱用を青少年の非行、問題行動として禁止することが啓発活動の基本であり、成人の麻薬乱用者を犯罪者として処罰の対象とするアジア各国の対応に通じるものだが、今日欧州では彼らを「ケアが必要な人」として対応し、国連レベルでは「健康への被害軽減」という考え方にに基づき治療やサポートをする方向にシフトしている。当会としても違法な大人の利益追求のために社会的知識や人生経験が少ない青少年がターゲットにされることが子どもの健全な成長の権利を侵害し、最善の利益を保障する子どもの権利条約に反するものと考え、予防原則に立つものである。

実施の目的

薬物乱用の低年齢化が大変なスピードで進んでいることを子ども自身が自分の問題として捉えることが防止のための最大の課題であり、そのためには大人から結論を押し付けるのではなく、子どもたち自身が互いに意見交換し、交流学習しピアエデュケーションとピアカウンセリングの手法を取り入れその有効性を最大限に活用することで互いの存在を尊重しあう人権学習の一環とするものである。

ワークショップの内容

- * 趣旨：薬物乱用問題をとおして社会の中の自分を知り心と体の大切さに気づく。
- * ねらい：無責任な情報や周囲からの同調圧力に惑わされないで自ら考える姿勢を身に付ける。
- * アクティビティ：①ドラッグのルーツを知る（歴史、地理、生活、

宗教儀式など）

- ②乱用者の背景を考える（人々が様々な理由で使い誰でも乱用者になりうる）
- ③人間の脳の働きを知る（人間の司令塔である脳へのダメージ）
- ④市場と暴力団の関係を知る（薬物見本、サンプルを見る）
- ⑤自分の生き方を考える（ドラッグフリーとはドラッグに支配されずに生きること）
- ⑥ロールプレイ（渋谷の街頭で・学校のトイレで・友達の家での断り方）

参加した高校生の声

1. ワークショップで1番印象に残ったところ

- ①ドラッグルーツ
 - * 元になる植物がそんなものだったのかあ・・・と感心したから。
 - * 世界のいたるところでドラッグが売買され、中には大麻が許されている国もあることを知った。
- ②ジャンキーリスト
 - * 少年兵士などもドラッグをやっていること。
 - * 社会のあらゆる階層にドラッグが浸透しているのが理解できたため。
 - * こういう人もやるのか??と思った。びっくりした。
- ③ドラッグマーケット
 - * 断り方とか誘われ方とかやってわかりやす

かったし楽しかった。

- * ドラッグにはぜんぜん見えないところ。
- * 実際の薬を見れたからよかった。



2. 講義の中で1番印象に残ったところ

①ドラッグとは何か

- * ドラッグは自己虐待をしてしまうところ。

②ドラッグの市場と背景

- * だんだん若者に広がっていく理由がわかった。
- * ドラッグを常に使っている人たちがいるなんて知らなかったから勉強になった。

③ドラッグに依存しない生き方

- * 生きる意味が少しわかった気がする。
- * 今後の生き方の参考になりたい・・・

3. 感じたこと・考えたこと

- * 楽しくわかりやすく教えてくれてよかった。本物のドラッグを初めて見れたからよかった。
- * そこらへんにはえてる雑草が薬として使用していたのがいつの間にか悪用されていた。
- * ロールプレイがわかりやすくよかった。
- * 実際に売られている入れ物や形を見せてもらい参考になった。かわいいビンに入ったものを出されたら買いそうな気分になるかも。

- * 以前クスリを乱用していたことがあったので耳に痛かったです。でももっと悪い方にかずこの話が聞いてよかったです。
- * いい勉強になりました。私が高校生になってからドラッグをすごく身近なものに感じるようになりました。友達がドラッグに手を出し悩んだこと、ドラッグをやっている現場を見たこと。勧誘されたりはまだないですが、絶対に私は手を出さない！という強い意志をずっと持ち続けていきたい。

4. このワークショップで知ったことを同世代の友達に伝えるためにできること

- * 文化祭で「国によってはドラッグが死刑になること」を知らせたり、薬物中毒で別人になった顔の写真のポスターを作って貼ったりする。ドラッグをしないようにカウンセリングをしたりストレスを解消するようにすることを伝える。
- * 呼びかける。1人1人が関心を持つこと。危ないと思うこと。友達がやってたら止めること。または誘われても断ること。
- * ブログとHPの日記で取り上げてみたいと思います。
- * 自分が知っている限りでのドラッグの恐ろしさをわかってもらう。
- * チラシみたいのを作って町で配る。



- * 友達と遊ぶとき、普通に家でしゃべる。
- * 友達と会ったとき今日の話を話す。

まとめ

当会オリジナルプログラム「ティーンズドラッグワークショップ」は薬物の危険性を強調し、怖さのインパクトを与えて子どもをコントロールしようとするこれまでの防止教育に異議を唱え、子どもたちの知的好奇心を刺激し地理、歴史、保健、倫理、道徳、現代社会、人権学習、市場経済などにまたがる総合的学習のプログラムとして数年間かけて開発したものである。なぜ、どうしても疑問を持つ機会を提供すれば子どもたちは大人が想定する以上に集中力を発揮し、互いに刺激しあって高い学習能力を発揮する。今回もこれまで同様に教師が驚くほど真剣な表情で1人1人が参加してくれた。

大人が望むような答えに導こうとする教育ではなく、子ども自身がこのワークショップをきっかけにしてじっくりと何かを考えて行ってくれる事を信じている。

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2006/02/15	<p>「こども」は「子供」「漢字が普通」表記変更へ 梅原・仙台市長 朝日新聞</p> <p>仙台市の梅原克彦市長は14日の記者会見で、新年度に新設される「子供未来局」の名称を、ひらがなが入った「子ども」や「こども」を使わず漢字だけで表記するのに伴い、他の部署や政策で使ってきた名称も「子供」に切り替える考えを示した。人権団体からは「時代に逆行している」と批判の声が出ている。</p> <p>市は新年度から、「こども企画課」と「こども家庭係」の「こども」も「子供」に変更する。梅原市長は「『子供』という漢字があるわけだから、漢字を使うのは普通だと思う」と述べ、政策の名称や文書中でも子どもを漢字表記することを検討する意向を明らかにした。</p> <p>梅原市長は「(漢字、ひらがな、カタカナによる)日本語の表記そのものが貴重な資産。漢字を制限的に使うという考え方ではなく、『漢字を使う』というムーブメントに私は賛同している」と持論を展開。こども企画課は「『こども』が『子供』になっても意味合いは変わらないから、いいと思う」としている。</p> <p>子どもの人権を守る宮城県連絡会の西澤晴代事務局長は「『子供』とするのは、『大人のお供』として子どもを大人の付属物とみていた時代の名残」と主張。「梅</p>	2006/02/16	<p>原市長は時代に逆行している。とても許せない」と話す。</p> <p>文部科学省の子ども居場所づくり推進室は、室の名称に「子ども」を使っていることについて、「漢字表記することで巻き起こる議論を避けるという配慮もある」。同省は公用文では「子供」と表記することを原則としているが、職員は「公式にはそうだが、実際はほとんど交ぜ書きの『子ども』を使っている。その方が一般的ですから」と話した。</p> <p>法務局 異例の指導福岡・宮若市の中学校 西日本新聞</p> <p>福岡県宮若市の宮田中学校で教諭四人が生徒に繰り返し暴力を振るっているとして、生徒側から人権救済の申し立てを受けた福岡法務局が「人権侵犯に当たり、看過できない」として学校長らに異例の改善要請(指導)していたことが15日、西日本新聞が同市(旧宮田町)に行った情報公開請求で分かった。開示された文書によると、体罰は恒常化していたという。学校側は指導を受け入れたものの、保護者や県教委には報告していなかった。</p> <p>法務局は関係者から聞き取り調査を実施。その結果、四人は2004年4月から翌年五月にかけ、校則に反した複数の生徒の顔や頭部を殴ったり、下半身を</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>けったりしていた事実が認められたという。</p> <p>これを受けて法務局は今年1月5日付で、学校長と旧宮田町教委に当たった指導文書で「(4人の行為は)人間の尊厳や基本的人権が尊重される学校教育を受ける権利を侵害している。学校教育法が禁じる体罰に当たり、人権擁護上看過することができない」と厳しく指摘し、再発の防止を求めた。また、当該教諭の一部には直接、口頭と文書で注意した。法務局に対し、四人は事実を認めているという。</p> <p>同校と旧宮田町教委も、教諭への指導をしたとしているが、校内での体罰事件や、法務局から人権侵害の指摘があった事実は「既に指導済みで、決着したこと」として生徒・保護者、県教委には説明しなかった。</p> <p>西日本新聞の取材に対し、山本俊一校長は「法務局の指導を受けた後、教諭には体罰をやめるように十分注意した。学校現場ではいろいろなことがあり、子どものためを思って手が出ることもある」と話した。また、宮若市教委は「学校から報告書が届いていないので、県教委に上げるものはない」としている。</p> <p>同校では、昨年9月、男子テニス部顧問の教諭が、部員の校則違反を「連帯責任」として全部員を丸刈りにし、旧町教委が「行きすぎた指導があった」として教諭を文書訓告処分にした。</p> <p style="text-align: center;">× ×</p> <p>●夜通し正座、平手打ち／調査後も丸刈り</p> <p>教諭が生徒に振り下ろす拳は愛のむちか、それとも犯罪か—体罰事件が明るみに出るたび、学校関係者は体罰の教育的効果</p>		<p>と自らの正当性を口にしてきた。福岡県宮若市の宮田中学校で起きた人権侵犯事件でも、学校長は法務局の改善指導に従う一方で、西日本新聞の取材に「教諭の指導で生徒がどう変わったかを見てほしい」と話し、あくまで教育的指導だったと強調している。</p> <p>学校長は、今回の件を含め、体罰について「教諭は一生懸命に頑張っており、現場では子どものためを思って手が出ることもある。どの程度がやりすぎかは一概にいえない」との認識だ。</p> <p>だが、生徒側の証言は、そうした認識に疑問を投げかける。2004年4月、新入生を対象にした宿泊研修で、生徒の一人が禁じられていた携帯電話を持ち込んだことが分かり、教諭がこの生徒を廊下に正座させ、平手打ちなどを繰り返したという。この行為は深夜から明け方まで数時間におよび、この間、数人の教諭が交代で仮眠を取りながら入れ代わり立ち代わり、暴力を加えたという。生徒にけがはなかったが、学校側はこのことを説明していない。</p> <p>これが教育上の指導といえるのかどうか。同県内で体罰ホットラインを主宰する教育相談員の長崎陽子さんは「違反した生徒が悪くても、ほかに反省させる方法はある」と指摘。体罰問題に詳しい弁護士の大谷辰雄氏は「体罰は学校教育法で禁止された行為で、暴力による指導に教育的効果があるとは考えられず、むしろ暴力を是認する風潮を助長しかねない」との見方を示した。</p> <p>学校現場では、体罰を受けた生徒が泣き寝入りするケースも</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2006/03/03	<p>少なくともという。宮田中では人権侵害で法務局の調査を受けた後も、懲罰目的で生徒を丸刈りにする事件が起きた。教育的指導という名の下で繰り返される行為の犯罪性を、いま一度、認識し直さねばならない。</p> <p>「君が代」巡り PTA 会長に圧力 「人権侵害」校長らに警告／東京弁護士 東京読売新聞</p> <p>中野区立桃園第二小の入学式のあいさつで、都教委が「君が代」斉唱時に起立しなかった教職員を処分したことについて疑問を投げかけた PTA 会長に辞職を迫ったとして、東京弁護士会は同校の当時の校長と教頭に対して、人権侵害をしないよう警告した。</p> <p>元 PTA 会長は同区の高橋聡さん (36)。校長らの行為が人権侵害にあたるとして、同会に救済を申し立てていた。警告書などによると、高橋さんは 2004 年 4 月の入学式で、都教委の大量処分に触れ、「本校の子供たちが内心の自由を傷つけられるような事態にならないことを心から願う」とあいさつ。約 1 週間後に校長らから呼び出され、「他の PTA 役員と一緒にやっていけないと言えば辞めますか」と辞職を迫られた。ほかの役員らが「やっていけない」と話したため、辞表を出したという。</p> <p>警告について、高橋さんは「極めて正当な判断。警告をもとに校長らに謝罪を求めたい」と話している。一方、当時の校長は「警告文通りには受け止めていない。辞職は強制していない」としている。</p>	2006/03/11	<p>子どもの人権オンブズパーソン：川西できょう年次報告会／兵庫 毎日新聞</p> <p>川西市が子どもの人権を守るために設けた全国初の第三者機関「子どもの人権オンブズパーソン」(田中文字子代表)の年次報告会が 11 日、同市栄町のアステホールで開かれる。</p> <p>年次報告書によると、昨年、子どもや保護者らから寄せられた相談は、213 件(前年比 19% 増)。内容は多い順に、▽交友関係の悩み(28%)▽教師の暴力(12%)▽心身の悩み(10%)——など。一昨年は全体の約 30% を占めたいじめは 6% と大幅減となったが、オンブズパーソン事務局は「表面化していないだけでは」とみている。</p> <p>また、子どもとその保護者の申し立てにより、調査した 2 件についても報告。いずれも中学生についてで、▽いじめを苦に不登校になったが、教師らとの話し合いで教室に通学できるようになった▽校則を守らない生徒に対する教師が別室指導した——だった。</p>
		2006/03/14	<p>中華・朝鮮学校の「寄付に税優遇を」 保護者ら救済申し立て／神奈川 朝日新聞</p> <p>神奈川県と都内で中華学校、朝鮮学校を運営する学校法人と保護者らが 13 日、学校への寄付が所得税や法人税の算定で優遇されないのは不当な人権侵害などとして、日本弁護士連合会に人権救済を申し立てた。小泉首相、小坂文科相、谷垣財務相への是正勧告を求めている。</p> <p>申し立てたのは、横浜山手中華学校を運営する横浜山手中華</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>学園、朝鮮学校 11 校を運営する東京朝鮮学園、5 校を運営する神奈川朝鮮学園と各校の保護者ら。日本に永住する中国人や朝鮮人の子らが通っている。</p> <p>申し立てなどによると、中華・朝鮮学校の新增築などに当たって寄付をした個人や企業は、その分を所得から控除したり、損金に算入したりすることが認められていない。</p> <p>税の優遇措置が受けられなくても民族教育の充実を願って協力する保護者や卒業生らに支えられているとはいえ、資金集めはしばしば難航し、子どもたちは老朽化した施設・設備の利用を強いられているという。インターナショナルスクールなど他の外国人学校では認められた例があることから「不合理極まりない差別」と批判している。</p>		<p>谷副会長)は、「不登校の子どもらが対象とされる危険性があり、監視の範囲に歯止めがない」などとして、条例案に反対する声明を出した。</p> <p>声明では、警察職員の権限拡大が少年の健全な育成につながるとの発想が「根本的な誤り」と指摘。定めている 26 項目の「不良行為」についても、「子どもや親の人権を保障した少年法の趣旨を没却する」としている。</p>
<p>2006/03/14</p>	<p>県補導条例 不登校・引きこもりの子の親らが反対声明 県議会へ提出／奈良 大阪読売新聞</p> <p>県議会で審議中の県少年補導条例案について、不登校や引きこもりの子どもを持つ親のグループ「ふきのとうの会」(大谷かおる代表)は 13 日、県議会各会派を訪ね、条例制定に反対する声明文を手渡した。</p> <p>自民党県議団の控室では大谷代表が、党県連幹事長の松井正剛県議に対して「条例の内容は十分に周知されておらず、今議会で可決すべきではない。廃案か継続審議にしてほしい」と陳情。松井県議は「声明文をよく拝見したうえで、党内で議論を深めて方針を決めたい」と答えた。</p> <p>一方、日本弁護士連合会(梶</p>	<p>2006/03/15</p>	<p>子どもへの暴力防止プログラム 新年度から伊丹市 小 1 授業に CAP 導入 神戸新聞</p> <p>子どもへの暴力防止プログラム新年度から伊丹市小 1 授業に CAP 導入</p> <p>児童の危機対応能力向上に主眼劇など参加型学習を展開</p> <p>全国で子どもを狙った犯罪が相次いでいるのを受け、伊丹市は 2006 年度から、米国発祥の子どもへの暴力防止 (CAP) プログラムを市内全 17 小学校の一年生の授業に導入する。CAP は県内でも子どもの人権教育の一環として授業に取り入れている小、中学校があるが、伊丹市の場合には防犯面を重視。専門スタッフによる劇や対話など参加型学習を通し、不審者から声をかけられた際の対応などを子どもらに身につけてもらう。</p> <p>プログラムではまず、児童らに自分自身が「人として尊重される大切な存在」であることを伝える。続いて「いじめ」「不審者からの声かけ」「性的虐待」の各テーマで劇を上演。どういう対応ができるか、児童の意見を取り入れながら劇を作り上げていく。最後には大人に相談する</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>必要性を訴え、個別相談にも応じる。</p> <p>講師は同市を拠点に活動する「むこがわCAP」のスタッフ。一年生が入学後、学校生活に慣れ始めた五月以降をめぐり、各校のクラス単位で九十分間のプログラムを実施する。</p> <p>同市は、03年12月、市内の小学校で児童が侵入者に棒で殴られ、頭部を負傷した事件を受け、全小学校に防犯カメラを設置。児童の下校時刻を保護者にメールで知らせるなどの安全対策を講じている。CAP導入もこうした対策の一環という。</p> <p>市は「CAPプログラムを通じて、児童自身の危機対応能力を高めていきたい」としている。</p> <p>〈CAP〉</p> <p>子どもへの性的虐待事件をきっかけに、米国・オハイオ州で1978年に生まれた教育プログラム。「Child」(子ども)「Assault」(暴力)「Prevention」(防止)の頭文字を取って名付けられ、子どもに「自分を守る権利がある」ことを自覚させ、身の守り方を教える。世界16カ国で実践されており、日本では95年からスペシャリスト養成講座がスタート、「CAPセンター・JAPAN」(西宮市)の支援などで150以上のグループが活動している。</p>		<p>会でも「警察権力の拡大」や「子どもの人権に与える影響」を懸念する意見が出たが、最後は、深刻化する少年非行に早い段階から歯止めをかけるべきだとする論調が大勢を占めた。条例案は成立に向けて大きく一步を踏み出した。</p> <p>採決では、田中美智子(共産)、高柳忠夫(民主)、山本保幸(新創NARA)の3委員が反対に回ったが、起立採決で自民など9議員が賛成し、原案通りの可決となった。</p> <p>この日の審議では、採決ギリギリまで反対論が集中。「不良行為を警察などに通報するという努力を県民に課しているが、それを望まない住民の良心の自由を脅かす恐れがある」(田中委員)、「条文にきちんとした規定を盛り込むべきで、運用次第では危険性をはらむ」(山本委員)、「県民の合意形成がなされていない」(高柳委員)などの意見が表明された。</p> <p>これに対し、賛成意見を表明したのは、自民の小泉米造委員。「少年非行は極めて深刻。全国に先駆けるこの条例で、不断の努力をもって取り組んでほしい」などと語った。</p> <p>委員会を傍聴した奈良市内の県立高1年の男子生徒(16)は「少年に関する条例なのに、友達もほとんど知らなかった。適用される人間が知らないのは問題だと思う。議論を聞いていても納得できない」と不快感を示し、その母親(48)も「質問者の問題指摘に対し、答弁の中身が足りない。子どもたちの権利を踏まえ、もう少し時間をかけて慎重に議論を進めてほしい」と注文していた。</p>
2006/03/21	<p>補導条例案を県議会委可決 非行に歯止め、大勢／奈良 大阪読売新聞</p> <p>◆根強い反対論「慎重に議論を」</p> <p>賛否両論が渦巻く中、県議会予算審査特別委員会で20日、可決した県少年補導条例案。県議会史上かつてないほどの“対決議案”といわれ、この日の委員</p>		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>柿本知事は委員会可決後、報道陣に対し、「委員会でご理解頂けたのはありがたい。懸念はいろいろあるだろうが、前に進まなければならない」と述べた。</p> <p>可決を受け、奈良弁護士会子どもの権利委員長の古川雅朗弁護士は同日夕、県庁内で記者会見し、「まだまだ議論が必要で、可決は拙速。条例にある補導対象行為はあいまいで、恣意（しい）的に解釈される余地を多くはらんでいる」と改めて反対の意思を表明。さらに「活動に功労がある少年補導員を表彰する条文もあり、補導件数の競争につながらないかという懸念がある。制定されても廃止、施行凍結に向け意見を出していく」と話した。</p> <p>一方、現場で少年たちと接する関係者にとっては朗報だ。桜井市で少年補導員を務める新谷寿男さん（51）は「現場で活動していると、『何の権限があるんや』と少年に言われることもある。条例ができることで活動範囲が広がるし、毅然とした態度を取ることができる。その分、責任が重くなるので、補導員の側も襟を正し、少年指導のあり方について、もっと学ぶべきだろう」としている。</p>		<p>向けての議論を始める。県議会側は採決に当たり、県になるべく早く修正するよう求める付帯意見をつけたが、抜本的な見直しには時間がかかりそうだ。</p> <p>検討委が今後進める実態調査では、同和問題▽女性▽障害者▽子供▽高齢者▽外国人▽病人▽個人のプライバシー▽その他——の9項目について市民団体への聞き取りなどをする。ただ、どんなデータが集まるかは想定できず、「どうまとまるか分からない」（片山善博知事）との理由で、調査の期限も定めていない。</p> <p>これまでは、県が条例運用で協力を求めている県弁護士会（松本光寿会長）が、「加害者への強制措置は憲法違反の可能性がある」「行政機関の人権侵害に甘い」などとして条例改廃を求めてきた。一方、日本弁護士連合会は人権救済制度の必要性は認めており、両者の間で今月、条例への基本的立場について意見のすり合わせも始まっている。日弁連内の「政府から独立した人権救済機関設置に関するワーキンググループ」で検討し、人権救済のあるべき姿について統一見解を出す予定で、県の見直し作業に影響を与えそうだ。</p>
2006/03/24	<p>人権条例を無期限凍結／鳥取朝日新聞</p> <p>鳥取県議会で24日、昨秋に成立した「県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」の6月施行を無期限で凍結する条例案が全会一致で可決され、成立した。県は弁護士や識者から成る「条例見直し検討委員会」を4月にも新設し、県内での人権侵害の実態調査や人権救済条例修正に</p>	2006/03/25	<p>県少年補導条例成立／奈良大阪読売新聞</p> <p>県議会（定数48）で論議を呼んだ県少年補導条例が24日成立し、7月1日施行に向けて動き出した。少年犯罪の抑止を訴える県警と、人権侵害を懸念した反対議員の論戦はこれでひとまず決着。可決後、県警幹部らは安堵（あんど）の表情を見せながら、「適正な運用に努めたい」と改めて気を引き締めた。一方、</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>奈良弁護士会は今後、条例の施行凍結を求める運動を行う考えを示した。</p> <p>午後1時過ぎからの本会議では、松井正剛・予算審査特別委員長が審議結果を報告。「警察職員への指導を徹底し、不登校児童生徒など子どもの人権に配慮しつつ、条例の適正な運用に努めるよう要望があった」などと、反対、慎重論が出た経過に触れた。</p> <p>この後行われた条例の採決では議長を除く出席議員44人のうち、自民などの34議員が賛成して起立し、反対は共産や民主などの計9議員にとどまった。唯一、退席した田尻匠議員（民主）は採決後、「条例の趣旨自体に反対ではなく、継続審議にして、議会での議論を深めたかった」と慎重な立場を示した。</p> <p>条例成立後、菱川雄治・県警本部長は、議会審議で浮上した反対論などを踏まえ、「警察職員や少年補導員への指導教育を十分行うとともに保護者や学校、関係機関との緊密な連携を確保し、その適正かつ効果的な運用を図っていきたい」とコメント。</p> <p>今後、県警や県は、県教委、家庭裁判所、児童相談所と連携し、運用方法などを精査するとしているが、県民や識者らの間では、条例施行後、行き過ぎた補導が行われないかという疑問もくすぶっている。</p> <p>子どもへの暴力防止活動を続ける斑鳩町の「CAP 西大和」代表、松林恵美子さん（50）はこの日の本会議を傍聴。「非行に走る少年は過去に自分も暴力を受けている場合がある。そんな視点もなく、高圧的に補導を行うと、少年は反発を強め、孤立感</p>	<p>を深める」と指摘し、「県や県少年補導員協会は今後、県民に理解が得られるよう補導状況などを積極的に公表してほしい」と注文した。</p> <p>採決を見守った福井英之・奈良弁護士会長も「拙速に制定された感は否めない。県議会、知事に対し、条例の廃止、施行凍結を求める取り組みを継続する」と反対の意思を表明。不登校やひきこもりの子どもを持つ親の団体「ふきのとうの会」代表の大谷かおるさん（56）は「学校に行かないことを悪とした点が問題。学校にも、家庭にも居場所がない様々な事情を抱えた子どもたちを、補導活動の現場でだれが理解できるのかが心配だ」と話した。</p>	<p>2006/03/28</p> <p>「子ども青少年局」新設／名古屋 朝日新聞</p> <p>名古屋市は27日、係長級以上の職員を対象にした4月1日付の人事異動を発表した。</p> <p>組織改正では、少子化対策や次世代育成などに力を入れるため、新たに約2250人規模の「子ども青少年局」を設置する。</p> <p>「子ども未来部」では、幼保一体施設の検討や、トワイライトスクールと学童保育事業の調整をする。「子育て家庭部」は保育課と子育て支援課を置く。「子ども育成部」には、児童虐待や配偶者からの暴力（DV）被害者の支援にあたる子ども育成課を設ける。</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2006/03/29	<p data-bbox="322 266 655 392">外国籍の子ども 不就学や進路で初協議 支援団体「権利保障を」 滋賀県教委「実態調査する」 京都新聞</p> <p data-bbox="322 401 655 697">滋賀県内で外国籍の子どもが急増するなか、支援団体でつくる連絡協議会「外国にルーツを持つ子どもの教育と人権を考えるネットワーク滋賀」が28日、県教委と初めて協議し、不就学問題や高校進学へ向けた進路指導のあり方などについて意見交換した。</p> <p data-bbox="322 707 655 797">大津市の県庁であった協議には、同ネットのメンバー6人と県教委の担当者3人が出席した。</p> <p data-bbox="322 807 655 1068">外国籍の子どもに義務教育が適用されず、不就学が多い現状について、同ネットワークは「門をたたけば受け入れるという姿勢ではなく、子どもの学ぶ権利を保障する観点で対応してほしい」と、県教委に実態調査を行うように求めた。</p> <p data-bbox="322 1078 655 1271">また、県内の外国籍生徒の高校進学率向上につなげるため、全県立高校の案内集「夢の設計図」をポルトガル語やスペイン語などでも作製し、中学一年生に配布するよう要望した。</p> <p data-bbox="322 1280 655 1647">県教委の担当者は、文部科学省が新年度に全国二カ所で実態調査を行うことを明らかにし、「優先順位が高いはずの滋賀で実施するよう国に申請している。対象に選ばれなくても、県が独自に調査に乗り出したい」と述べた。協議後、高校案内集の他言語版についても「必要性は認識しており、発行時期や作製方法を検討したい」と話した。</p>	2006/04/02	<p data-bbox="884 266 1218 357">東京・目黒区子ども条例 PR 冊子、小学生向けなど3種類 東京読売新聞</p> <p data-bbox="884 367 1218 830">「あなたは、世界にたった一人の大切な人です」――。目黒区が昨年12月に施行した「子ども条例」を広く知ってもらおうと、パンフレットを作成した。小学校低学年、高学年、そして中学生以上の一般向けの3種類で、計4万1000部発行。子どもたちには安心して生き、成長していく権利を持つことなどを伝え、大人たちには、保護者だけでなく、地域住民が一緒になって子どもたちを守る責任があることを訴えている。</p> <p data-bbox="884 840 1218 1130">条例は全22条で、昨年11月の区議会で可決、成立した。全国的に誘拐や虐待など、子どもの命が失われる痛ましい事件が相次いでいることを受け、「区として、子どもを守る責任がある」（同区子ども政策課）として制定され、23区では世田谷区に次いで2番目となる。</p> <p data-bbox="884 1139 1218 1468">パンフレットは、この中から、〈1〉保護者から愛情を持って育てられ、成長していく〈2〉差別や暴力を受けずに命が守られ、安心して生きる〈3〉意見を言ったり、活動に参加したりする〈4〉自分らしさを大切にされながら育つ――という子どもたちが持つ、四つの権利をクローズアップ。</p> <p data-bbox="884 1477 1218 1613">それぞれの権利を守るために、大人が果たすべき役割や、子どもたちに何を考えて欲しいかを、分かりやすくまとめている。</p> <p data-bbox="884 1622 1218 1777">特に一般向けのパンフレットでは、条例について、「子どもの甘やかしや過保護につながるものではない」とした上で、「子どもの意見や思いを誠実に受け止</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2006/04/09	<p>め、年齢や成長に応じて、対話したりアドバイスをを行うことが大切」と呼びかけている。</p> <p>同課は「多くの区民にこの条例の大切さを知ってもらい、子どもを大切にする地域づくりを進めたい」と話している。パンフレットはホームページ (http://www.city.meguro.tokyo.jp/kosodate/kodomo/) でも入手できる。</p> <p>少年取り調べ巡り改善警告 大阪弁護士会、府警と平野署に大阪読売新聞</p> <p>少年を窃盗容疑で取り調べた際、保護者に立ち会う意思があるかどうか確認しなかったなどとして、少年側からの人権救済の申し立てを受けた大阪弁護士会が先月、大阪府警本部長と平野署長に対し、改善を警告していたことがわかった。</p> <p>警告書などによると、同署は大阪市平野区で2002年9月に起きたひったくり事件について、翌月、当時、中3だった少年（18）を約3時間取り調べた際、母親に「子供さんを預かっている」などと電話で告げたが、立ち会いの意思を確認しなかった。少年はその後、事件と無関係とわかった。</p> <p>同弁護士会は「子どもの権利条約の趣旨などから、少年の取り調べには保護者らに適切な関与の機会を与えるべきで、警察庁も要綱で、原則、立ち合わせのべきとしている。今回、保護者と連絡が取れていたのに意思確認をしなかったのは問題」としている。</p> <p>一方、府警は、職務質問の際、少年が別のひったくり事件に複数で関与したと明かした、と指</p>		<p>摘。「(別件について) 逃亡、通謀の恐れがあった。こういうケースでは通常立ち会いを求めず、正当な職務行為だった」と反論。別件は「継続捜査中」という。</p>

●いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.102 /2006年5月号 2006年5月1日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行&編集人

子どもの人権連事務局

◆事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F

TEL・FAX 03 (3265) 2197

e-mail:kodomo@jtu-net.ro.jp

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費=個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円
